

(公表用)

岩手県福祉サービス第三者評価の結果

① 第三者評価機関名

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

② 施設・事業所情報

施設名称:岩手県立杜陵学園	種別:児童自立支援施設
代表者(職名) 氏名:園長 中村 敬	定員・利用人数: 45 (暫定定員11名)
所在地:岩手県盛岡市厨川二丁目3番1号	
TEL: 019-641-3365	ホームページ: https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/iryou/kikan/toryou/index.html

【施設・事業所の概要】

開設年月日:昭和23年4月1日

経営法人・設置主体(法人名・理事長名等):岩手県・岩手県知事 達増 拓也

職員数	常勤職員: 14名	非常勤職員: 21名
専門職員	施設長: 1名	嘱託医: 2名
	児童自立支援専門員: 12名(兼務1)	栄養士: 1名
	職業指導員: 1名(兼務)	
	個別対応職員: 1名(兼務)	
施設・設備の概要		
	男子居室:定員3名・12室	冷暖房
	女子居室:定員3名・3室	冷暖房

③ 理念・基本方針

○ 理念(学園訓)

自立自尊(自立:自分で良く考えて、自分の力で物事をやっていくこと。自尊:人間として自分の誇りを失わないように、自分の行いをつつしみ、自分を大切にしていくこと。)

○ 基本方針

児童福祉法に基づき、子どもの健全な発達・成長のための「最善の利益の確保」など子どもの権利擁護を基本として、子どもが抱えている問題性の改善・回復や発達課題の達成・克服など、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な指導、教育を行い、保護者、学校、関係機関及び地域社会の協力を得ながら、健全な社会の一員として自立できるよう支援する。

④ 施設・事業所の特徴的な取組（サービス内容）

- 枠のある生活：①空間的な枠組み、②時間的な枠組み
- 支援の三本柱：①生活指導、②学習指導、③作業指導・スポーツ指導
- 安心、安全な生活：「安全委員会」を設置し、毎月開催
- 退園後、原則1年間のアフターケアの実施

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和6年6月5日（契約日）～ 令和7年2月25日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	3回（平成30年度）

⑥ 総評

◇ 特に評価の高い点

学校教育の保障

分校教員と学園職員は同じ職員室に机を並べており、毎朝の職員朝会では、子どもの変化や日課の確認等情報共有している。

また支援方針会議では、学園・学校の担当者が参加し、支援の評価と見直し等を行っている。

「北杜分校分教室と杜陵学園との役割分担」を表し、生活支援と学習支援を相互に協力し、一体的に展開している。

分校の副校長は原籍校との調整を行い、連絡協議会を開催している。また、原籍校の教諭が学園に来園して子どもと面会できるよう原籍校を訪問し働きかける等、家庭復帰に向けた連携が適切に取られている。

◇ 改善を要する点

自立支援計画と連動した標準的な実施方法の見直しの取組

「杜陵学園児童自立支援要綱」に基づき自立支援計画票を作成することとしているが、各種アセスメント等の様式については家庭支援専門相談員が不在の状況によって現在は使用されていない。自立支援計画について子どもへ提示しておらず、同意の手順を定めての取組とはなっていない。

一方、標準的な実施方法の中核をなしている「児童自立支援の段階別プログラム」については児童自立支援施設としての普遍的な支援内容を定めているとの認識のもと、社会情勢等の変化等がなければ変えることなく取り組まれていくものとされている。

「杜陵学園自立支援計画票」と「児童自立支援の段階別プログラム」等に定められた標準的な実施方法については別個のものとして取り扱っている。しかし、個別の支援ニーズを標準的な実施方法に反映させ連動させていくことで支援の効果を向上させることが期待できることを鑑み、今後は、入所する子どもの実態に合わせた標準的な実施方法の見直しについて定期的に検証する仕組みと、子どもの意見を反映させる取組が望まれる。

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

「関係機関との連携」、「子どもが相談や意見を述べやすい環境の整備」、「学校教育の保障」について、特に高い評価をいただいたところですが、今後とも運営理念としている学園訓「自立自尊」を職員、子どもの共通の目標として掲げ、一人ひとりの子どもの状況に応じた自立に向けて更に努力して参ります。

また、課題とされた「支援の質の向上に向けた取組み」については、所要の要綱、規程を作成する方向で検討いたします。同じく課題とされた「自立支援計画と連動した標準的な実施方法の見直しの取組み」については、児童自立支援要綱の段階別プログラムについて、子どもの実態にあったより良い支援方法になるよう模索・検証いたします。また、「子どもの権利擁護に関する取組み」については、他の児童福祉施設の状況も参考としながら検討・実施いたします。その他、ご助言いただいた点についても、福祉サービス向上のために可能なところから取り組んで参ります。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

受審事業所名 : 岩手県立杜陵学園

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント1> 法人、施設の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。 理念(学園訓)である「自立自尊」を園内やパンフレットに記載し、周知を図っている。入園式では子どもが読み上げることを通して、意識づけを行っている。年度当初に新・転入職員を対象に研修会を実施し、基本方針等を伝えている。 「自立自尊」は、課題を抱えて入所する子どもの自尊感情、自己肯定感を高める支援の基本といえることから、一步踏み込んだ解説や子どもに分かりやすい説明の工夫が期待される。また、理念、基本方針をホームページに明示し「杜陵学園運営5か年計画」等に明記することを含めて、表記すべき対象の統一性、整合性を図ることが求められる。		

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者評価結果
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント2> 施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。 岩手県社会的養育推進計画、岩手県福祉総合相談センター業務概要、全国児童自立支援施設長会、岩手県家庭的養護推進検討会、岩手県社会福祉協議会児童福祉施設協議会、保健福祉関係機関の長等合同会議等に参加し、社会的養護等の動向を把握している。とりわけ、全国・東北ブロック児童自立支援施設長会議においては、県行政の義務設置施設としての取組み課題や支援の工夫について、共有し分析する機会となっている。 今後は、被虐待児童や発達障がいのある子どもの入所が増えている状況で、児童自立支援施設の運営や子どもの支援において、どのような情報が必要となるか整理することが望まれる。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<コメント3> 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。 毎年度「岩手県立杜陵学園の現状と課題」を作成し、児童の入所状況の推移、職員の状況、施設内外の環境等の変化を把握している。課題として施設の専門性の向上と機能強化、職員の人材確保と専門性の向上、勤務状況の見直し改善等を明記し整理している。今年度は、新たな課題として「入所児童の受け入れ確保」を明記し、児童福祉施設の「最後の砦」として、適切な施設管理運営に努めている。職員体制については、毎年度、本庁に対して心理職員の配置を含めて増員を要望し、令和2年度に常勤職員1名が増員となっている。 前回の評価結果を踏まえ、経営という視点でコスト分析を含めて、課題を整理する取組が望まれる。		

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<コメント4> 経営や支援に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していない、十分ではない。 昨年度「杜陵学園運営5か年計画」が策定されている。計画の趣旨、基本理念、基本方針、計画の位置づけ、計画期間、学園を取り巻く現状と課題、組織体制、職員体制、人材育成、施設修繕・設備更新等を項目に策定されている。 今後は「岩手県立杜陵学園の現状と課題」を活かした経営状況や改善すべき課題について盛り込むことが望まれる。また、前回の評価結果を踏まえ、「運営5か年計画」の年度ごとの取組み内容や計画を見直す仕組みと体制を策定することが望まれる。		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<コメント5> 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。 単年度の事業計画は、県で定められた年度ごとの「杜陵学園業務方針」で示されている。また「スポーツ指導班の実績、反省、来年度の計画について」を踏まえ「学園指導班運営計画」を作成し、具体的な取組を明記している。しかし、中・長期計画との連続性や整合性は認められない。 前回の評価結果を踏まえ「業務方針」は、PDCAサイクルを基本として県の各部局で定めることとされていることから、中・長期計画を踏まえた年度事業計画の位置づけを検討し、策定することが求められる。併せて「生活指導班」「作業指導班」「学習指導班」「スポーツ指導班」「保健指導班」の具体的な計画を作成することが望まれる。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<コメント6> 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。 「杜陵学園業務方針」は、県からの通知で策定と活用に関する記載内容が定められている。「学園指導班 運営計画」の策定根拠は、明示されていない。事業計画の策定に関して、子どもの意見を聞くことはなく、実施状況の把握についても職員からの確認にとどまっている。 今後は、中・長期計画の策定を含めて、事業計画の評価及び見直しの策定手順と体制について「岩手県立杜陵学園管理運営規程」に位置づけることが望まれる。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<コメント7> 事業計画を子どもや保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。 子どもや保護者には、一部の年間計画の行事について資料を作成し、配布するにとどまっている。 前回の評価結果を踏まえ、中・長期計画や年度の事業計画を整理し、子どもや保護者に分かりやすい資料を作成し、配布することが望まれる。		
I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 支援の質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<コメント8> 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。 支援の質の向上に向けた取組として「業務方針」策定と「福祉サービス第三者評価」が位置づけられている。支援の内容についての組織的な評価は、園長、補佐、総括(上席児童自立支援専門員兼個別対応職員)の体制で行っている。 前回の評価結果を踏まえ、第三者評価や毎年の自己評価を組織的に行うための要綱や要領を作成し、担当部署等を設置して組織的に行うことが求められる。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<コメント9> 評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施しているが、十分ではない。 「杜陵学園業務方針」策定においては、毎年度課題を文書化し、PDCAサイクルを踏まえた取組を行っている。しかし、福祉サービス第三者評価の取組は、連続性を担保するための要綱や要領を作成し、担当部署等を設置して組織的に行うことが求められる。		

評価対象 II 施設の運営管理

II-1 施設長の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
----	---	----------

<コメント10>

施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。

毎月の職員協議会等において、職員に対して自らの考え方や方針を説明している。定期的に発行する学園の広報紙に、自らの役割と責任等について掲載している。園長不在の時は、県の規則により園長補佐が代決することとされている。

今後は、心理療法担当職員の早期の配置や家庭支援専門相談員の補充が望まれる。また、広報紙等のタイムリーな発行回数や時期を工夫し、多様な表明の機会を確保することが期待される。

11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
----	---	----------

<コメント11>

施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。

園長は、県の人事課主催の研修でコンプライアンスについて受講している。情報セキュリティ関係や個人情報保護条例の取扱いなどについて、県の規則に基づき定期的に確認を行っている。

今後は、行政の児童福祉に携わる職員として遵守すべき法令等を一覧に整備するなどの取組が望まれる。また、環境への配慮等も含めた幅広い分野について遵守すべき法令等を把握することが望まれる。

II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12	II-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
----	--	----------

<コメント12>

施設長は、支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。

園長は、園内研修の講師を務めたり、毎月開催する支援方針会議や随時開催されるケース検討会議等に参加し、スーパーバイザーの立ち位置で指導力を発揮している。また、施設で開催される各種会議に参加し、取組の進捗を把握している。新たに入所児童の意見表明支援の一つとして、入所児童との個別面談を実施している。

支援の質の向上において、園長・補佐・総括での情報共有や検討の場としているが、各班等を含めた支援の質の向上に向けた会議の設置等の整備が望まれる。

13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
----	---	----------

<コメント13>

施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。

園長は、職員協議会等の場を利用し、業務上の課題等の共有を図っている。「杜陵学園の現状と課題」を取りまとめ、人材の育成確保の課題を分析し、県に人員配置を要求している。とりわけ、会計年度職員の任用においては、児童相談所勤務経験者等を要望したり、土日や夜間帯勤務の「生活指導補助員」には福祉系の学生を確保し、入所児童の関わりの幅や学生の学びの機会確保等、相乗効果的な取組を行っている。

支援の質の向上に向けた組織的な取り組みや効果的な福祉人材確保に向けた一層の取組が望まれる。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

第三者評価結果

14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
----	---	----------

<コメント14>

施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。

「杜陵学園運営5か年計画」が策定され、職員体制と人材育成に関する事項を掲げている。「岩手県立杜陵学園の現状と課題」に、職員の人材確保と専門性の向上が明記されている。県の人事当局に児童自立支援施設の現状と課題を認識してもらいながら、有資格者や児童福祉に精通した児童相談所勤務等の経験者の配置を実現している。

前回の評価結果を踏まえ、行政職として転勤が伴う組織体制で、児童自立支援施設の心理療法担当職員や家庭支援専門相談員等の専門職配置の基本的な方針を構築することが望まれる。

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

b

<コメント15>

総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。

運営方針の職員行動指針に「ありたい職員像」を明記している。岩手県新人事評価制度、管理職による人事考課や定期的な面談の体制が整備され、会計年度任用職員を含めて、総合的な人事管理が行われている。県の人事当局には、児童自立支援施設に必要な職員像等を伝えて、職員配置を要求している。人事異動が、県職員全体で行われているために、職員の定着が困難で、職員自らが将来の姿を具体的に描くことができずにいる。

行政職として転勤が伴う組織体制で、専門員の確保や配置等の基本的な人事管理を検討することが望まれる。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

<コメント16>

職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。

職員の就業状況は「勤務時間に係る月次処理票」により、職員の休暇の取得状況、時間外労働を把握している。翌月の勤務割表を作成する際、各職員の勤務日の希望等を確認し、園長の決裁を得ている。健康管理システムにより、職員の健康状態を定期的に把握している。

職員の意向等の評価、検討、分析の取組が、県全体の人事施策の中で実施されている状況で、児童自立支援施設の人材や人員体制の改善に結びつく一層の取組が望まれる。

II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

第三者評価結果

17 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

<コメント17>

職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。

運営方針の職員行動指針に「ありたい職員像」を明記している。県の新人事評価制度に基づき、年度当初に「基本面談」8月に「業務実績面談Ⅰ」(担当課長級以上対象)12月に「業務実績評価面談Ⅱ」2月に「業務実績確認面談」が行われている。

目標の設定を行っているが、目標水準や目標期限の明確化は十分ではない。今後は、施設の組織目標における職員一人ひとりの目標(目標項目、目標水準、目標期限)が設定される仕組みを検討することが望まれる。

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

<コメント18>

施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。

運営方針の職員行動指針に「ありたい職員像」を明記している。職員の研修体系は、県の「職員研修ガイド」を踏襲している。「杜陵学園研修実施要領」を作成し、入所児童の状況等を勘案し施設内研修を実施している。専門的な施設職員としての教育・研修は、国立施設で実施される研修と東北・北海道地区児童自立支援施設協議会の研修等を基本としている。

児童自立支援施設として、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示し、職員教育・研修を体系化することが望まれる。

19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<コメント19>		
<p>職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保されているが、参加等が十分でない。</p> <p>個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等は「職員基本情報記載要領」で把握している。</p> <p>職員一人ひとりの研修は施設外と施設内に位置づけている。人事異動により、毎年数名程度が入れ替わっており、専門的な施設外研修等を受講させているが、予算や勤務体制の都合上、十分ではない。新採用職員の一人ひとりの指導計画は作成しているが、スーパービジョン体制を含め、確立までには至っていない。</p> <p>職員の研修体系は、県の「職員研修ガイド」を踏襲しているが、児童自立支援施設としての個々の職員の知識、技術、習熟度に配慮した研修を体系化することが望まれる。</p>		

20	II-2-(4)-① 実習生等の支援に関する専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている	第三者評価結果 b
<コメント20>		
<p>実習生等の支援に関する専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、取組が十分ではない。</p> <p>ソーシャルワーク実習プログラムが整備され、毎年度実習生を受入れている。人事異動により、実習担当者が不在とならないよう、実習指導者講習を受講させている。</p> <p>前回の評価結果を踏まえ、実習生等の支援に関する基本姿勢を明示することや、受入れにおける要綱やマニュアルを整備することが求められる。併せて、取組の具体化として、実習生の受入れについて「岩手県立杜陵学園管理運営規程」に位置づけることが望まれる。</p>		

21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	第三者評価結果 b
<コメント21>		
<p>施設の事業や財務等に関する情報を公開しているが、方法や内容が十分ではない。</p> <p>県のホームページに、年度ごとの業務概要、業務方針、年度ごとの広報紙「杜陵だより」が公開されている。地域関係者の会合において、施設の特性や取組について説明を行っている。地域に向けた情報公開については、学園通信(杜陵だより)の配布にとどまっている。</p> <p>今後は、ホームページに苦情の対応や安全委員会の具体的な取組を公開することも望まれる。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<コメント22>		
<p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。</p> <p>県の施設として、会計規則等に則り、事務、経理、取引等を行っている。また、内部点検や監査委員の監査実施により、内容を確認している。児童福祉施設としての運営については、児童福祉法に基づく監査により、適切な施設運営に努めている。</p> <p>専門性が求められる施設として、外部の専門家による監査を導入することも望まれる。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
----	---------------------------------------	----------

<コメント23>

子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。

地域との交流の取組は、町内の清掃活動の「クリーン作戦」や担当支援員等とともに地域に外出する「ロンググループタイム」が実施されている。

施設の特性上、子どもが自由に地域の行事等に参加することはできないが、ボランティア等の体制を整備し、より一層地域の社会資源を活用した交流が望まれる。

24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
----	---	----------

<コメント24>

ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。

施設として「施設の性格上、広く市民ボランティアを受け入れることは困難」という立ち位置で、ボランティアの受入れはBBS(更生保護団体「日本BBS連盟」「Big Brothers and Sisters」)にとどまっている。

前回の評価結果のコメントを踏まえ、ボランティア受入れに関わる基本姿勢を明示することや、受入れにおける要綱やマニュアルを整備することが求められる。併せて、取組の具体化として、ボランティア受入れについて「岩手県立杜陵学園管理運営規程」に位置づけることが望まれる。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	第三者評価結果
----------------------------	---------

25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
----	---	----------

<コメント25>

子どもによりよい支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。

施設として、福祉関係機関以外にもライフライン等の必要となる関係機関を一覧表に作成している。支援方針会議、ケース検討会議等の場で、児童相談所、福祉事務所、その他関係機関の役割について情報共有している。学園主催による各種連絡会議やケース検討会議を通じ、情報共有や関係機関の取り組むべき課題等を整理しながら、問題解決を図っている。児童やその家族の状況に応じた関係者のネットワークの構築について、児童相談所等と連携している。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	第三者評価結果
-------------------------------	---------

26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
----	--	----------

<コメント26>

地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。

岩手県福祉総合相談センターの相談傾向を把握するとともに、入所の可能性がある児童の情報共有の機会を設けている。民生委員・児童委員研修会への協力や地域の児童・青少年健全育成座談会に出席し、地域の福祉ニーズを把握している。保護司会や警察等へ必要に応じて協力を行っているが、地域に施設の存在を理解いただく取組にとどまっている。

県の唯一の児童自立支援施設として、全県的な視点で地域の福祉ニーズ、生活課題等を把握する試みが望まれる。

27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
----	--	----------

<コメント27>

把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。

地域の老人施設や町内会関係者及び盛岡市担当課等と、災害時の連携・協力に関する話し合いの場を持っている。豪雨等の予期せぬ自然災害の発生に備えて、地域の特別養護老人ホームの避難所として、実際に受け入れる訓練を実施している。

県の唯一の児童自立支援施設として、不良行為を示す児童の研修等、全県的な視点で地域貢献事業の試みが期待される。また、取組の具体化として、地域福祉のニーズについて「岩手県立杜陵学園管理運営規程」に位置づけることが望まれる。

評価対象 III 適切な支援の実施

III-1 子ども本位の支援

III-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
28	III-1-(1)-① 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<コメント28> 子どもを尊重した支援の実施についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解をもつための取組は行っていない。 学園訓として「自立自尊」を掲げ、基本方針として子どもの健全な発達・成長のための「最善の利益」の確保など、子どもの権利擁護について取り組んでいくことが明示されている。これらについては転入職員等研修を含め機会を捉えて職員間で確認をしている。 子どもの権利侵害の防止と早期発見・対応の仕組みとして全国の児童自立支援施設で唯一「安全委員会」を設置し、毎月子どもからの園内暴力の聞き取りを行っている。園内暴力が発生した場合には、被害児童の保護とともに加害児童に対しても発達状況にあわせて学習の機会と捉えて「岩手県立杜陵学園問題行動への個別対応実施要領」に基づき、個別対応を実施している。 一方、「杜陵学園児童自立支援要綱」や「施設職員の動き(平日日課・休日日課)」また「児童自立支援の段階別プログラム」において標準的な実施方法を示し、更に「杜陵学園自立支援計画票」にて個別の支援内容について記載している。しかし、子どもに求める義務の提示に比して子どもの理解を深める支援内容に関する記載が少なく、今後は学園訓や基本方針の内容を深化する取組が望まれる。		
29	III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	b
<コメント29> 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した支援が十分ではない。 「岩手県立杜陵学園入所児童プライバシー保護マニュアル」(平成30年3月)が整備され、施設におけるプライバシーの基本的な考え方や各支援場面での対応、生活指導上の配慮事項などについて整理され、これに基づいて支援されている。特に、障害特性による衝動性の高い子どもやや性的逸脱行動等の問題行動を抱える子どもの実態を踏まえ「枠のある生活」や「死角をつくらない生活環境」等、子どもの権利擁護と集団生活による子どもの安全の確保の両立を図るために方針を整理している。 一方で、入所する子どもの実態が変化している状況において定期的なマニュアルの見直しを要するが、その仕組みは整備されていない。今後は、マニュアルの見直しの手順を定め、一人ひとりの子どもにとって、快適かつ安全に配慮された設備等の取組が期待される。		
III-1-(2) 支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		第三者評価結果
30	III-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<コメント30> 子どもや保護者等が支援を利用するため必要な情報を提供しているが、十分ではない。 児童相談所からの措置に際し、保護者と子どもは見学を前提とし、同意を得て入所している。見学については総括が対応している。リーフレットにはルビがふられており、低年齢児や障害特性のある子ども、また保護者に対しては、担当者の判断に委ねられている。 ホームページは「岩手県ホームページ(杜陵学園分)」にて作成・公開されているが、資料が更新されずに過去のまま掲載されている状況がある。また、ページビュー数の確認、アクセス解析等は行われていない。 今後は、施設の理解を促す意味でも地域住民に対する情報提供は子どもや保護者と併せて、より積極的に取り組むことが望まれる。		
31	III-1-(2)-② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<コメント31> 支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等に説明を行っているが、十分ではない。 施設入所に当たっては本人と保護者の同意を措置の原則とし、施設生活の開始時には「杜陵学園での生活について」「杜陵学園のくらしについて(けんりノート)」で子どもに説明し、施設生活を意識づけするように努めている。また、保護者に対しては「ご家庭の皆様へ入園にあたって」について説明、同意を得た上で書面に残している。 一方で、発達障がいや愛着障がい等がある子どもや保護者自身も知的障がい、精神障がい、発達障がい等を抱えている例が増加している中において、担当者によって状況にあわせた配慮を行うことはある。しかし、それがルール化されていない。今後は意思決定が困難な子どもや保護者に対する標準的な支援を手順化することが望まれる。		

32	III-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<コメント32>		
支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。 「杜陵学園児童自立支援要綱」に記載されている段階別プログラムに基づき、入所時から退園に向けて課題と目標、具体的到達レベルを5段階に分けて支援している。退園後の1年間を事後指導期と位置づけ、生活の安定を目標として「岩手県杜陵学園アフターケア実施基準」により継続した支援を提供している。 退所後の支援については「家庭支援専門相談員業務要領」に基づき、家庭支援専門相談員が担当支援員と連携して行うこととされている。しかし、現在(令和6年11月12日)は家庭支援専門相談員が不在となっており、退園前の担当職員が行っている状況である。専任者が不在である状況から十分なアウトーチ支援を行うことが困難で、実際には家庭連絡を中心としたものとなっている。 子どもや保護者等に対する支援の継続性に当たっては家庭支援専門相談員の配置が必要不可欠であることから、専門職としての任用要件を整備し、常勤雇用により安定して配置できるように配慮されることが望まれる。		
33	III-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<コメント33>		
子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。 単年度事業計画にあたる「杜陵学園業務方針」において「児童の人权擁護及び福祉サービスの向上」の取組として児童の満足度の向上のためのアンケート調査を実施することが明示され、年1回「学園生活についてのアンケート」が実施されている。配慮の必要な子どもは職員が本人に分かるように個別に聞き取っている。得られた回答は担当者によって集計され、班ごとに担当する内容について確認、協議し、職員協議会において改善に向けて検討されている。 これまでアンケート結果をもとに自習時間のルールを変更するなど、子どもの意見を反映した例もある。しかし、設備面に対する意見には資金面で対応が難しい場合が多い。アンケート結果の分析や検討について、子どもが参画する検討会議等は行われておらず、今後より積極的な取組が望まれる。		
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<コメント34>		
苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。 「岩手県立杜陵学園苦情解決実施要領」を整備し、子どもや保護者からの苦情に対しては定められた手順に従い適切に対応され、支援の質の向上につなげる仕組みとなっている。子どもに対しては「杜陵学園のくらしについて(けんりノート)」、保護者に対しては説明書(保護者配布用「岩手県立杜陵学園における入所児童等からの苦情解決の実施体制について」)を配布・説明し、その仕組みの周知を図っている。「安全委員会」における聞き取り調査やグループワーク・グループタイム等によって子どもが相談や意見を述べやすい環境づくりの配慮は行っているが、苦情を申し出しあくすくすることを目的とした取組ではなく、更なる工夫が求められる。また、苦情解決結果は「業務概要」で公表することとなっているが、記載がない。実績がなかったことを含め公表するよう改善が求められる。		
35	III-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<コメント35>		
子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもに伝えるための取組が行われている。 転入職員等研修において、すべての職員に対し職員と子どもとの信頼関係を築くことが援助の基本であることを確認している。 子どもに対しては「先生になんでも相談しよう」を学園目標に掲げ、入所時に「入園時の約束」として職員へ相談することの大切さを認識させ、また「杜陵学園のくらしについて(けんりノート)」を使って相談する相手を選択できることを含めて説明している。生活時程のグループワーク・グループタイムの時間(水曜日)に子どもと話す時間を確保するとともに、「安全委員会」の取組としては毎月の聞き取り調査を実施し、子どもの居室などを使って意見を述べやすい環境設定をしている。「安全委員会」の聞き取り調査の内容は、文書回覧によって全職員が把握できるようにしている。		

36	III-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<コメント36> 子どもからの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。 グループワーク・グループタイムで聞き取った相談について、すぐに対応できるものは担当職員から班等を通じて対応し、その内容は寮内に掲示してフィードバックするようにしている。検討が必要なものは、職員協議会で確認・協議している。 これらの対応は日々の業務の中で組織的かつ迅速に行われている。しかし、その手順について明示するマニュアル等が整備されていない。今後は実際に行われている取組について、職員の異動があっても確実に行われていくよう対応策の検討や子どもへのフィードバックの方法等も含めマニュアル化することが望まれる。		
III-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	III-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<コメント37> リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。 全国の児童自立支援施設の中で唯一「安全委員会」を設置し、組織的に入所児童にとって安全で安心な生活の場を提供するための取組を組織的かつ継続的に行っている。さらに「岩手県立杜陵学園被措置児童等虐待防止・対応マニュアル」を整備し、毎年職員研修を行って事故発生時の対応、予防的取組について職員間で共有している。 「安全委員会」での確実な情報共有と事例の積み上げに取り組む一方で、平成28年に策定された「岩手県立杜陵学園被措置児童等虐待防止・対応マニュアル」は見直しの仕組みが整備されない中で現在に至っている。また、平成29年に策定された「岩手県立杜陵学園どならない・体罰のない処遇のためのマニュアル」については策定当時の必要性が薄らぎ、見直しも行われず活用されない状況となっている。 今後は、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集に取り組む中で「安全委員会」の取組以外の児童自立支援施設としての危機管理について実態に即して再確認し、子どもの安心・安全な生活環境を整備するためのマニュアルを、廃止を含め見直しを図る手順を定める等、より実効性のある取組が望まれる。		
38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント38> 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。 「食中毒発生時の対応マニュアル」「学園でのインフルエンザの対応について」「新型コロナウイルス感染症対策」等のマニュアル類を整備し、予防の取組から発生時の対応等を定め、年間保健指導計画により子どもや職員へ周知されている。看護師は配置されていないものの、保健衛生班に所属する担当職員が中心となって併設分校の養護教諭と協力し、手洗いやうがい等の予防についてミニレクチャーを実施し、ポスターを掲示している。予防の取組が徹底され、感染クラスターとなることなく経過している。		
39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<コメント39> 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。 災害時に備え、平成27年に「岩手県立杜陵学園災害時業務継続計画」が策定され、災害及び被害の程度を想定し、非常時の優先業務等について定められている。また「災害発生時の対応マニュアル」を定めるとともに、年度ごとの防災訓練計画によって避難訓練を毎月実施し、年2回の総合防災訓練では地域住民の協力を得ている。 備蓄品の管理・補充については栄養士が中心となって賞味期限の確認と備蓄品の更新を含め、管理している。災害時業務継続計画による取組については、職員に対する周知を図る研修の実施にとどまり、訓練の実施には至っていない。どのような訓練を行うことが実効的なのかの協議・検討を含め、より積極的な取組が望まれる。		

III-2 支援の質の確保

III-2-(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40	III-2-(1)-① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	b
----	---	---

<コメント40>

支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた支援の実施が十分ではない。

「杜陵学園児童自立支援要綱」の中に「児童自立支援の段階別プログラム」が記載され、段階別に支援の観点、課題と目標、具体的到達目標とともに支援方法が定められている。また、一日の業務の流れは、子どもの日課に沿った「施設職員の動き」として文書化され「岩手県立杜陵学園入所児童プライバシー保護マニュアル」に基づき、これにプライバシー保護のための配慮事項を記載し、職員としての姿勢を明示している。

個々の子どもが抱える課題や帰住先の生活環境が多様化しており、個別的な視点での支援が必要な子どもが多くなっている。その中で、標準的な実施方法と個別的な対応の調整に当たっては「成長の記録(生活評価)」の協議において確認されている。しかし、「杜陵学園自立支援計画票」と「児童自立支援の段階別プログラム」の連動性が認識されていない。標準的な実施方法に基づいて実施されていることを確認する仕組みがなく、今後は個々の職員の力量や経験に依存することのない取組が望まれる。

41 III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

b

<コメント41>

標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。

標準的な実施方法の中核をなしている「児童自立支援の段階別プログラム」は児童自立支援施設としての普遍的な支援内容との認識において定められており、社会情勢等の変化等がなければ変わることなく取り組まれていくものとされている。

一方で「職員の動き」は毎月開催される寮指導連絡会議や年度末の反省の時期において見直しが行われている。標準的な実施方法を定めた「児童自立支援の段階別プログラム」と個別の課題や目標を定める「杜陵学園自立支援計画票」は別個のものとの認識の中で、子どもの意見や提案を反映する仕組みになっていない。

今後は、入所する子どもの実態に合わせた標準的な実施方法の見直しについて定期的に検証する仕組みと、子どもの意見を反映させる取組が望まれる。

III-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

第三者評価結果

42 III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

b

<コメント42>

子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。

「杜陵学園児童自立支援要綱」に基づき、ケース担当職員が子どもの新規入所後1か月を目安に、児童相談所が示す児童相談所援助指針及び本人や家族との面談結果、応援会議の結果等を参考にして記載要領に従って自立支援計画票を作成することとしている。「家庭復帰アセスメント(報告用)」や「アセスメント表(本人のニーズと取り巻く支援状況の把握)」「家庭支援専門相談員業務要領」に定められた「ケース概要表」や「ジェノグラム/エコマップ」等の様式については家庭支援専門相談員が不在のため、現在は使用されていない。

自立支援計画は子どもへ提示しておらず、同意の手順を定めた取組とはなっていない。標準的な実施方法を定めた「児童自立支援の段階別プログラム」と個別の課題や目標を定める「杜陵学園自立支援計画票」は別個のものとの認識となっている。

43 III-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

b

<コメント43>

自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。

「杜陵学園自立支援計画票」は「杜陵学園児童自立支援要綱」に定められた支援方針会議における「生活の記録(生活評価)」に対する協議によって評価・見直しがされている。

自立支援計画票は子どもへ提示しておらず、同意を得るための手順等については定められていない。また、標準的な実施方法を定めた「児童自立支援の段階別プログラム」と個別の課題や目標を定める「杜陵学園自立支援計画票」は別個のものとの認識となっている。

III-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		第三者評価結果
44	III-2-(3)-① 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<コメント44> 子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。 子ども一人ひとりに対する支援の実施状況について、入所から退所までの記録を児童記録票(ファイル)として保存している。また、子どもに対する支援の内容、状況については自立支援計画票、個別生活記録票、ケース会議資料、業務日誌にて職員間で情報の共有化に努めている。 月々の処遇記録については、職員回覧の上、園長決裁を受けている。職員の書き方に差異がないように主観ではなく事実を記録することを確認している。しかし、記録要領等の作成は行っていない。 迅速な情報共有に向けてパソコンのネットワークシステムや端末機の活用の必要性も認識されるが、県としてのシステム構築の課題や、子どもと接する場面においての端末機使用のリスクがあり、対応の難しさがある。個別生活記録票や寮日誌については手書きで記録されている現状から職員の負担や読みやすさの課題もある。 今後は支援の現状を踏まえた、より実効性のある記録の共有化に向けた取組が望まれる。		
45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<コメント45> 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。 個人情報の保護に関しては、県立施設であることから地方公務員法「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」「個人情報の保護に関する法律」及び関連条例等により適切に管理されている。各種記録・データ・ファイルについてはファイル管理簿により、保管、保存、廃棄に関する規程を定めている。 保有する個人情報の提供や開示請求についての規程は整備されていないが、要求や申し出があった場合には関連法に則り適切に対応することとされている。 個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等への説明が行われておらず、同意も得ていない。		
A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援		
A-1-(1) 子どもの権利擁護		第三者評価結果
A1	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
<コメント1> 子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。 基本方針や職員行動指針に子どもの権利擁護を基本とする支援の方針について明示している。 「被措置児童等虐待防止・対応マニュアル」を整備し、内部研修を行なっている。また「安全委員会」を設置し、毎月全児童に聞き取りを行い、権利侵害の防止や早期発見に努めている。 しかし、子どもの権利を保障する取組について、子どもの要望により、その都度話し合いを持ち、対応している。今後は、児童自立支援施設における子どもの権利擁護について定期的に検討し、支援に反映させるなど、より質を高める組織的な取組が求められる。		
A2	A-1-(1)-② 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。	b
<コメント2> 子どもの行動制限等については、その最善の利益になる場合にのみ実施しているが、体制等が十分ではない。□ 入所中の子どもに問題行動があった場合は「問題行動への措置実施要領」に基づき、個別対応をしている。また「安全委員会」に報告し、助言や指導を受けることにより、支援の客観性と第三者性を確保できるよう努めている。 個別対応の中で担当支援員が子どもと問題行動について振り返り、対応策について話し合う取組をしている。 支援状況については実施報告書を全職員へ回覧しているが、職員間においても、行動制限等を検証・検討する場を設けることで、子どもの最善の利益になるよりよい対応に向けた具体的な取組が求められる。		
A3	A-1-(1)-③ 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
<コメント3> 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明しているが十分ではない。□ 新入生が入園した際には、「杜陵学園のくらしについて(けんりノート)」を交付し個別に説明するとともに、タベの会など全体の場で、権利について分かりやすく説明するよう努めている。 「けんりノート」には、(何々したときは)という表現が使用されている。内容については個別の理解力に合わせて説明しているが、権利が時と場合によって行使できるような表記であり、子どもが権利の主体であることが伝わりにくい内容となっている。 今後は、定期的に職員研修などの学習機会を持ち、子どもの権利について理解を深め、子どもの年齢や状態に応じて理解を促すような資料の見直しや説明が求められる。		

A-1-(2) 被措置児童虐待の防止等		第三者評価結果
A4	A-1-(2)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p><コメント4></p> <p>不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <p>「被措置児童等虐待防止・対応マニュアル」において、不適切な関わりについて具体的に示し、対応方法等を明文化している。</p> <p>毎週水曜日の会議で支援について話し合うことにより、不適切な関わりが行われていないか確認している。</p> <p>毎月、全児童に暴力についての聞き取り調査を行ない、児童間だけでなく職員から暴力や不適切な対応を受けていないか確認している。</p> <p>結果については「安全委員会」に報告し、積極的に不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>		

A-1-(3) 子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活		第三者評価結果
A5	A-1-(3)-① 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	b
<p><コメント5></p> <p>子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援しているが、十分ではない。□</p> <p>児童自立支援施設の特性上、枠のある生活の中で全てに主体的な取組を進めることは難しいが、クリスマス会などの行事やスポーツ活動などの企画・運営に子どもたちが関わることができるように支援している。生活について男子寮では11ページにわたる「男子寮のきまり」を設けているが、現在、職員が子どもたちと話し合いながら見直しを進めている。</p> <p>今後も子どもたちの参画のもと、児童自立支援施設における生活について話し合い、考えを深め、施設での生活がより主体的な営みとなるよう継続した取組に期待したい。</p>		

A-1-(4) 支援の継続性とアフターケア		第三者評価結果
A6	A-1-(4)-① 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。	b
<p><コメント6></p> <p>子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っているが十分ではない。</p> <p>学園としてアフターケア実施基準を定め、退所した子どもを対象に1年間はアウトリーチ型による支援を積極的に実施している。本来は、家庭支援専門相談員が中心となり支援を行なっているが、現在欠員のため、児童自立支援専門員が対応している。</p> <p>退所した子どもの来所については受け入れて対応しているが、宿泊と通所による支援については、現在入所している児童の居住空間と別に機能を持たせることが人員体制上難しいため、実施していない。</p> <p>退所した子どもの自立について、通所や必要に応じて宿泊による支援がニーズとしてあるか検証が求められる。</p>		

A2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		第三者評価結果
A7	A-2-(1)-① 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。	b
<p><コメント7></p> <p>子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っているが、十分ではない。</p> <p>職員は、交代制勤務ではあるが児童とともに起居し、ともに食事をとるなど、日常生活が安全で子どもたちが大切にされる体験を積めるよう支援している。</p> <p>毎月第4水曜日の「こころの時間」には、担当職員と子どもが話し合いを行い、個別の関わりを持ち子どものよさを伝える支持的な関わりに努めている。</p> <p>また、タベの会や寮会議などにおいて話し合いの機会を設けているが、個別的な環境を必要としている児童が多く、集団づくりが困難な現状がある。職員との信頼関係を基盤として、子どものニーズに応じた「育て直し」に取り組む継続的な家庭的・福祉的アプローチが望まれる。</p>		

A8	A-2-(1)-② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	b
<コメント8> 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てているが、十分ではない。 余暇活動などは、子どもの意見を聞き、職員体制上可能な限り実施している。学園でのルール、約束ごとについては、寮のきまりとして明文化している。 現在、寮の決まりについては子どもたちと話し合い、見直しが進められているが、子ども一人ひとりのニーズに応じた主体的な活動を通じて協調性や社会性を育てる取組を組織的に進めることが期待される。 また、社会的ルールを習得するためには、施設特有のルールのみでは不十分であることから、地域社会への参加の方法については、組織的な検討が求められる。		
A9	A-2-(1)-③ 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。	b
<コメント9> 自分の行った加害行為を振り返り、向き合うための支援をしているが、十分ではない。 子どもが加害行動を行なった場合「問題行動への措置実施要領」に基づき特別日課を実施し、担当支援員を中心に、子どもが自分の行動を振り返り、向き合うための支援を行なっている。 加害行為の内容によっては「安全委員会」に報告し助言を受けている。性加害などの重大な事案については、児童相談所が関わり性教育プログラムを導入しているケースもある。 近年は性問題を抱える子どもの入所が多くなっていることも鑑み、心理職員を配置し、生活の場で心理的ケアが実践されるよう体制の整備が求められる。		
A-2-(2) 食生活		
A10	A-2-(2)-① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	a
<コメント10> 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。□ 食堂では、子どもと大人が向かい合うように座席が決まっており、好き嫌いについては声かけを行う等、基本的な食習慣を身につけることができるよう配慮している。 食器は一部を除いて強化磁器を使用し、麺の献立の場合は時間の調整をするなど適温提供に努め、おいしく食べられるよう工夫している。食事の準備と片づけは係を決めて行っている。 年2回の調理実習では子どもが献立を考え、協力しながら調理を体験し、基本的な調理技術を習得できるよう支援している。夏には、自分たちで収穫した野菜を使用してバーベキューを行い、月に1回はバイキング形式で季節の料理を提供している。調理体験には郷土料理も取り入れるなど、豊かな食文化に接することができるよう支援している。		
A-2-(3) 日常生活等の支援		
A11	A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。	b
<コメント11> 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している 月に1回、担当職員とともに点検をして体と季節に合った衣類が確保ができるよう支援している。ボタンつけなどの簡単な修繕については、男子寮では主に職員が行なっている。 食習慣と同じように、実施のために環境を整える必要はあるが、子ども自身が簡単な裁縫技術を身につけられるよう、支援をすることが望まれる。 「被服等保有基準数」により、衣服は支給されているが、制服とジャージ類とパジャマであり、年齢やTPOに合わせた服装を選択できる環境はない。 衣習慣については基本的生活習慣として身につける必要がある技術であることを踏まえて、現行の基準について組織として検討を加えることが求められる。		
A12	A-2-(3)-② 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	b
<コメント12> 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮されているが、十分ではない。 学園の広大な敷地内には様々な樹木や植物が植えられているが手入れがきちんとされている。現在、入所児童が少ないため居室は全員個室となっている。令和5年度に居室のエアコン設置工事を行い、日常的な掃除や整備もされており、築年数は経過しているが快適さを保つように努めている。 共有スペースにはソファが配置され、漫画やボードゲーム等を備えて、子どもがくつろげる環境となるよう配慮されている。 しかし、寮内には装飾もなく、あたたかい雰囲気が感じられない。そこに暮らす子どもが大切にされていると感じられるよう、あたたかい空間づくりに工夫が求められる。		

A13	A-2-(3)-③ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。	a
<コメント13> スポーツ活動や文化活動による心身の育成とともに、達成感を通して自己肯定感の向上を図れるように積極的に支援している。 スポーツを通じて心身の育成とともに、目標を持ち達成感を味わい、自己肯定感を高めることを目的とし、日課に野球やバドミントンを組み入れている。 全日本少年野球東北・北海道地区大会に向けた練習には、学園だけでなく、分校職員や学園職員OBとの対戦を組むなど、関係者一丸となって子どもの心身の育成のために協力している。 休日には卓球など子どもの興味や希望を可能な範囲で取り入れ、取り組んでいる。冬季にはスポーツ以外にも将棋やオセロ、絵画など子どもの希望によって文化活動が実施できるよう支援している。		
A-2-(4) 健康管理	第三者評価結果	
A14	A-2-(4)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a
<コメント14> 一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。 入所している子どもの多くが精神科の通院を必要としており、受診の支援を行っている。内科や精神科の薬を内服している子どもについては、担当支援員が服薬の支援を行っている。また分校の養護教諭と連携しながら、月に一度、身体測定と嘱託医の診察を実施するなど子どもの健康状態の把握や受診に努めている。 夜間に通院が必要な場合には、総括に連絡を取るなどして、必要な受診ができる体制を整えている。 感染症に関するマニュアルを整備し、感染症や食中毒の発生時の対応やまん延しないよう必要な措置を講じるよう努めている。		
A15	A-2-(4)-② 身体の健康(清潔、病気等)や安全について自己管理ができるよう支援している。	a
<コメント15> 身体の健康や安全について自己管理ができるよう支援している。□ 「年間保健指導計画」に基づき、保健指導班が分校の養護教諭と協力して、歯磨きの仕方や風呂の入り方などの身体の健康や、怪我をした際の処置の仕方など安全について自己管理できるよう支援している。 理髪は月1回行なっている。第1水曜日の6時間目はリネンの時間として、担当支援員と一緒に衣服の確認をしている。 また「屋外遊具点検マニュアル」に基づき、定期的に遊具の点検を行うほか、施設内の危険箇所を把握し、必要に応じて修理を行なっている。		
A-2-(5) 性に関する教育	第三者評価結果	
A16	A-2-(5)-① 性に関する教育の機会を設けている。	b
<コメント16> 性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。□ 年齢や発達段階に応じた性の知識については、分校教員が性教育として授業を行なっている。 学園として、性教育のカリキュラムを整備していないが、担当支援員が場面に応じて、その都度個別に指導している。また、児童相談所が関わり、性教育プログラムを実施しているケースはあるが、頻度としては月に1回程度である。 近年は性問題を抱えた子どもの入所が増加していることもあり、学園として性教育のあり方について喫緊の課題と認識している。性問題のみを切り離すのではなく、治療的環境を整え日常生活の中で支援する取組を期待したい。		
A-2-(6) 行動上の問題に対する対応	第三者評価結果	
A17	A-2-(6)-① 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。	b
<コメント17> 子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底しているが、十分ではない。 月に1回、担当支援員が、「園内暴力についての聞き取り調査票」を用いて個別に聞き取りをし、暴力やいじめの早期発見に努めている。 普段から、子どもの訴えを聞き、その都度話し合いが持てるよう支援している。 入所間もない子どもについては、担当支援員が関わり、一定期間個別に対応している。 子ども間の暴力はこの2年間は発生していないが、子どもの暴力防止プログラム(CAP)を活用するなど、子ども自身が自分を守るためのスキルを習得できるよう、予防のためのより積極的な支援の検討も望まれる。 また、「問題行動への措置実施要領」では個別対応について示しているが、いじめや暴力についての対応マニュアルについても作成が望まれる。		

A18	A-2-(6)-② 子どもの行動上の問題に適切に対応している。	b
<コメント18> 子どもに行動上の問題があった場合には、関係のある子どもも含めて対応しているが、十分ではない。 支援方針会議では、学園職員と分校教員で子どもの状態について情報共有を図り、連携して対応できるようにしている。 暴力等の行動上の問題があった場合は、「問題行動への措置実施要領」に基づき、特別日課を実施している。その際に、子どもと発生した事態を振り返り、ともに分析できるよう支援している。 「安全委員会」を設置し、暴力等、施設の安心安全な生活を破壊する行為に対して、外部委員とともに施設全体で対応している。 今年度から、要協議等事案やヒヤリハット、ニヤリホットに関する報告を収集し、分析と協議を行うことを検討しているが、支援の質の向上のため組織的に継続した取組が求められる。 無断外出時の対応についてはマニュアル化されているが、暴力や危険行為等の緊急事態に対する対応マニュアルについても整備することが望ましい。		

A-2-(7) 心理的ケア	第三者評価結果	
A19 A-2-(7)-① 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b	
<コメント19> 必要な子どもに対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。□ 現在、常勤の心理職員は配置されていないため、心理的なケアを必要とする子どもには、自立支援計画に基づき、月に1回又は2か月に1回の頻度で児童相談所の児童心理司との面談を実施している。 また月に1回、精神科嘱託医の診察時に助言を受けて、通院が必要な子どもについては、精神科の受診を支援している。 現在は、被虐待、発達障がい、愛着障がいなどに加え、性問題を抱える子どもが多く入所していることから、生活そのものが心理的ケアとなるような環境であることが必要である。日常生活の中で心理的な支援が行えるよう、心理職員の配置が早急に求められる。		

A-2-(8) 学校教育、学習支援等	第三者評価結果	
A20 A-2-(8)-① 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。	a	
<コメント20> 生活・学習・進路等の支援が、学校との連携・協力に基づいて行われている。 分校教員と学園職員は同じ職員室に机を並べており、毎朝の職員朝会では、子どもの変化や日課の確認等情報共有している。 また支援方針会議では、学園・学校の担当者が参加し、支援の評価と見直し等を行っている。 「北杜分校分教室と杜陵学園との役割分担」を表し、生活支援と学習支援を相互に協力し、一体的に展開している。 分校の副校長は原籍校との調整を行い、連絡協議会を開催している。また、原籍校の教諭が学園に来園して子どもと面会できるよう原籍校を訪問し働きかける等、家庭復帰に向けた連携が適切に取られている。		

A21 A-2-(8)-② 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	b	
<コメント21> 学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っているが十分ではない。 宿題や提出物については、学校で連絡票にまとめたものを各寮に配布し、未提出がないよう支援している。 入所時には学校が教科オリエンテーションを実施し、辞書や資料等学習に必要な書籍を確認している。 自習は居室で行うが現在は全員個室であり、落ち着いて勉強できる環境となっている。 分校・分教室による学校教育を実施しているが、子どもの学力や理解に応じて通級を実施する等、個別的な学習支援を行なっている。子どもの状態によっては、学園の支援員も見守りとして授業に同席する場合がある。 学習ボランティアや学習塾など社会資源を活用した支援は行なっていないが、夜間生活指導専門員である学生が学習の支援を行なっている。		

A22 A-2-(8)-③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる	b	
<コメント22> 職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいるが、十分ではない。 作業支援を自立支援の柱の一つと位置づけ、年間の計画に基づき農耕、園芸、環境整備に取組む支援を行なっている。4月から11月にかけて、畑でじゃがいも、きゅうり、なすなどの野菜を育てて収穫することを通じて作業課題を達成する喜びを体験し、労働意欲と体力の向上を図るよう支援している。 中卒児については、「実科生作業指導要領」に基づき、作業支援に加えて就労に向けた支援を行ってきたが、近年では中卒児において就労を目指す子どもがいないことから、職場実習や職場体験先の開拓は行なっていない。現在在籍している中卒児も進学を目指しているが、希望により資格の取得を支援している。		

A23	A-2-(8)-④ 進路を自己決定できるよう支援している。	b
<コメント23>		
<p>進路を自己決定できるよう支援しているが、十分ではない。</p> <p>分校、児童相談所と情報共有しながら、退園後にどこで生活するのかという方向性も踏まえて、分校の授業の中で進路選択に関する情報提供を行なっている。</p> <p>学園は、学校見学やオープンキャンパス、教育相談等への参加の支援を必要に応じて行なっている。また担当職員が子どもと話合いの機会を設けて、子ども自身が選択できるよう支援している。</p> <p>学園には高校生が在籍していないことから措置延長を利用する子どもがいる。今年度は中卒児が1名在籍しているが、進学を希望している。</p> <p>中学校卒業が退園の目安の一つとなっているが、退園後に不安定な生活が予想される場合には、継続した支援のさらなる拡充が望まれる。</p>		

A-2-(9) 親子関係の再構築支援等		第三者評価結果
A24	A-2-(9)-① 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<コメント24>		
<p>親子関係の再構築等のため、家族への支援に取り組んでいるが、十分ではない。</p> <p>入所時の児童相談所の援助指針票に基づき、自立支援計画には家族支援の計画が記載されている。</p> <p>また「家庭支援専門相談員業務要領」に基づき、家庭支援専門相談員が入所時にアセスメントを行い、担当支援員と連携しながら面会や外出、一時帰省を通じて保護者と関わり信頼関係の構築に努めることとしている。</p> <p>昨年度までは非常勤の家庭支援専門相談員が配置されていたが、退職後は欠員となっている。現在は、担当支援員や総括が家族への連絡調整と対応を行なっている。</p> <p>必要に応じて児童相談所と連携して保護者向けの研修を実施しているが、学園として保護者等の養育支援については十分に実施できていない。家族への支援を積極的に行うため、家庭支援専門相談員の欠員の解消が求められる。</p>		

A-2-(10) 通所による支援		第三者評価結果
A25	A-2-(10)-① 地域の子どもに対する通所による支援を行っている。	非該当
<コメント25>		